

2027年国際園芸博覧会（GREEN×EXPO 2027）

一般営業出店 公募要領

2027年国際園芸博覧会(以下、「GREEN×EXPO 2027」という。)は、「幸せを創る明日の風景」というテーマのもと、自然・人・社会が共に持続するための最適解を発信し、持続可能な地域・経済の創造や社会的な課題解決に貢献する新たな博覧会を目指しています。

会場内において、「幸せを創る明日の風景」の創出に資する営業に取り組んでいただける個人事業者・企業・団体等による一般営業出店を募集します。

1 一般営業出店の概要

(1) 出店概要

一般営業出店は、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会(以下、「協会」という。)が整備する営業施設において、GREEN×EXPO 2027のコンセプトを発信する独自の営業(飲食・物販等)を実施いただく参加方法です。

(2) 出店内容に関する要件

出店内容は、次に掲げるすべての要件を満たす必要があります。

ア GREEN×EXPO 2027のテーマに加え、4つのサブテーマ(別添資料1参照)のいずれかに適合し、花と緑、農と食、生物、環境(カーボンニュートラルやネイチャーポジティブ)などに沿った提案であること。

イ 次に掲げるもののいずれかに該当しないこと。

- (ア) 法令や公序良俗に反するおそれがあるもの
- (イ) 危険もしくは有害であるもの又は非衛生的であるもの
- (ウ) GREEN×EXPO 2027の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるもの
- (エ) 不当な利益を上げることを目的とするもの
- (オ) 特定の宗教の布教活動を目的とするもの

(3) 出店期間・営業時間

出店期間及び営業時間は開園時間の変更に伴い、表-1のとおりです。原則、開会から閉会までの間、営業施設を休業することはできません。ただし、協会が個別に指示した場合やその他正当な理由がある場合はこの限りではありません。

また、開会前、閉会后及び営業時間外の営業については、協会が特に必要と認める場合に限り、別途指示します。

【表-1 出店期間及び営業時間】

出店期間	2027年3月19日(金)から2027年9月26日(日)まで(192日間)	
開園時間	全期間	9:30~21:30

※2025年12月8日時点の計画は上記のとおりです。

<飲食店舗>

業態	開店	閉店	備考
フードコート	9:30	20:30~ 21:00の間で各店判断	ラストオーダーは 各店判断とする
【参考】予約制個室付 レストラン (公募対象外)	9:30~10:00 の間で各店判断		
レストラン			
カフェ	9:30		
ファストフード	9:30		

<物販店舗>

業態	開店	閉店	備考
オフィシャルストア	9:30	21:00	-
グリーンショップ			
コンビニエンスストア			
FOOD STATION			
一般ショップ			

(4) 出店区画

会場内の5つのVillage、ゲート周辺(別添資料2参照)で、表-2のとおり飲食・物販施設の整備を計画しています。出店業態・区画数は2025年11月4日時点の計画であり、今後、変更・修正する場合があります。

また、本要領に記載の店舗面積は概算値であり、正式な面積は出店参加契約時に決定します。

本要領では、予約制個室付レストラン及び自動販売機以外の一般営業参加者を募集します。

予約制個室付レストラン及び自動販売機は2025年12月以降の公募を予定しております。

【表-2 出店区画】

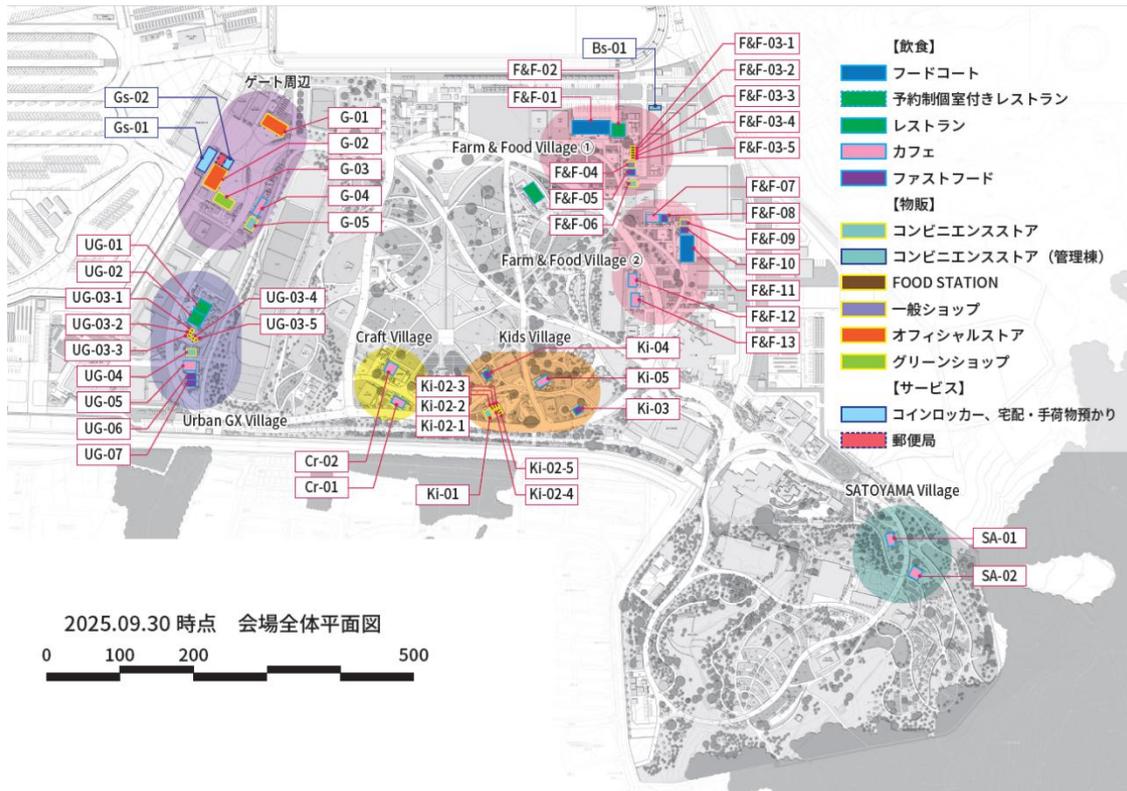
<飲食店舗>

出店業態	区画数	Village・エリア名	区画No.	店舗面積
フードコート	2	Farm & Food	F&F-01	900㎡
		Farm & Food	F&F-11	600㎡
レストラン	3	Urban GX	UG-01	300㎡
		Urban GX	UG-02	300㎡
		Farm & Food	F&F-02	300㎡
カフェ	10	ゲート周辺	G-04	200㎡
		Urban GX	UG-05	200㎡
		Craft	Cr-01	200㎡
		Craft	Cr-02	200㎡
		Kids	Ki-05	200㎡
		Farm & Food	F&F-07	200㎡
		Farm & Food	F&F-12	200㎡
		Farm & Food	F&F-13	200㎡
		SATOYAMA	SA-01	200㎡
		SATOYAMA	SA-02	200㎡
ファストフード	7	Urban GX	UG-06	100㎡
		Urban GX	UG-07	100㎡
		Kids	Ki-03	100㎡
		Kids	Ki-04	100㎡
		Farm & Food	F&F-05	100㎡
		Farm & Food	F&F-08	100㎡
		Farm & Food	F&F-10	100㎡
【参考】 予約制個室付レストラン (公募対象外)	1	Farm & Food	—	400㎡

<物販店舗>

出店業態	区画数	Village・エリア名	区画No.	店舗面積
オフィシャルストア	2	ゲート周辺	G-01	580㎡
		ゲート周辺	G-02	640㎡
グリーンショップ	1	ゲート周辺	G-03	300+100㎡
コンビニエンスストア	5	ゲート周辺	G-05	200㎡
		Urban GX	UG-04	100㎡
		Kids	Ki-01	100㎡
		Farm & Food	F&F-06	100㎡
		管理棟	Bs-01	80㎡
FOOD STATION	15	Urban GX	UG-03-1	20㎡
		Urban GX	UG-03-2	20㎡
		Urban GX	UG-03-3	20㎡
		Urban GX	UG-03-4	20㎡
		Urban GX	UG-03-5	20㎡
		Kids	Ki-02-1	20㎡
		Kids	Ki-02-2	20㎡
		Kids	Ki-02-3	20㎡
		Kids	Ki-02-4	20㎡
		Kids	Ki-02-5	20㎡
		Farm & Food	F&F-03-1	20㎡
		Farm & Food	F&F-03-2	20㎡
		Farm & Food	F&F-03-3	20㎡
		Farm & Food	F&F-03-4	20㎡
		Farm & Food	F&F-03-5	20㎡
一般ショップ	2	Farm & Food	F&F-04	100㎡
		Farm & Food	F&F-09	100㎡
【参考】自動販売機 (公募対象外)	—	会場内及び 会場外	—	—

更新箇所は赤字で記載しています



・出店区画は上記の図(別添資料3参照)のとおりですが、協会において、申込内容や会場全体の調和等を踏まえた調整を行い、出店参加内定時にお伝えします。

(5) 出店業態の種類と基本イメージ

<飲食店舗>

【フードコート】

複数の小型店をブース形式にコーディネートした大型店舗。

セルフサービスで料理を中央の共用席に運び、自由に食べることができる。

サステナブルな食への取り組みをテーマに構成し、ヴィーガン、ハラルの対応も行う。



2025年3月時点のイメージ図であり、現況とは異なる場合があります。

【レストラン】

テーブルサービスまたはビュッフェ形式で料理の提供を行う。

テーブル席で落ち着いて飲食を楽しむことができる。

食事中心のメニュー構成。



2025年3月時点のイメージ図であり、現況とは異なる場合があります。

【カフェ】

簡易な厨房にて調理した軽食や、コーヒーやアルコールなどの飲料を提供する。
食事利用とティータイム利用の両方に対応する。レストラン形態も可。
テイクアウトも可能。



2025年3月時点のイメージ図であり、現況とは異なる場合があります。

【ファストフード】

カウンター越しに料理をオーダー・精算し、商品を受け取る。
店内飲食、テイクアウトのどちらでも可。注文後の待ち時間が短く、手軽に食事ができる。
カフェ形態も可。



2025年3月時点のイメージ図であり、現況とは異なる場合があります。

【参考：予約制個室付レストラン(公募対象外)】

VIPのもてなしにも使える、予約可能なレストラン。

店内に個室があり、落ち着いた空間で行き届いたサービスを受けることができる。

予約が入っていない時は、一般客も利用できる。

<物販店舗>

【オフィシャルストア】

GREEN×EXPO 2027の公式ロゴマークや公式マスコットキャラクター等の協会が保有する知的財産(以下、「協会IP」という。)を使った、オリジナルの公式ライセンス商品のみを扱う店舗。玩具・アミューズメント、食品、アパレル、文具、雑貨など、幅広い商品を企画・展開し、GREEN×EXPO 2027の思い出の品や、お土産品などを販売する。

- ・オフィシャルストアの運営については、協会IPを活用したライセンスの運営管理を委託している2027年国際園芸博覧会マスターライセンスオフィス(以下、「2027MLO」という。)と、公式ライセンス商品を会場内のオフィシャルストアとして販売する権利を付与するため、別途会場内オフィシャルストアライセンス契約を締結し、ストアライセンス料や公式ライセンス商品全般の広報・PRを実施するための基金として共同広告宣伝費等を納付いただきます。
- ・協会IPに係る商標権、意匠権、著作権その他の知的財産はすべて協会に帰属し、一般営業参加者はこれに対して一切の異議を申し立てることはできません。
- ・会場内で販売する公式ライセンス商品の製造については、「2027年国際園芸博覧会ライセンスプログラム【会場内】」を策定し、公表する予定です。

【グリーンショップ】

花や観葉植物、ガーデニンググッズ等の園芸関連商品の販売を行う。

建物の前には屋外売場100㎡を設け、陳列された花と緑によりGREEN×EXPO 2027らしい祝祭感を演出する。

店内にカフェスペースなどを設け、花と緑のある時間をゆったり過ごす空間とすることも可。

- ・原則、花や観葉植物、ガーデニンググッズ等の園芸関連商品はグリーンショップでのみ販売可能です。

【コンビニエンスストア】

来場者に利便性を提供するため、食品、飲料、日用品、雑貨などを販売する。

繁閑差対応のため、多客日は弁当販売が主となる。

【コンビニエンスストア(管理棟)】

GREEN×EXPO 2027スタッフに利便性を提供するため、食品、飲料、日用品、雑貨などを販売する。

【表-3 コンビニエンスストアの取扱品目・サービス】

	品目・サービス
主な取扱品目・サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・食品(弁当、おにぎり、パン、スナック、菓子、日配品、氷菓等) ・飲料(ソフトドリンク・ゼリー等) ・文房具(刃物不可) ・衛生雑貨 ・虫よけ物品 ・暑熱対策品(日傘) ・傘、レインコート ・衣料品 ・医薬品(第2類医薬品・第3類医薬品・医薬部外品) ・ベビーフード、ベビー用品 ・子供用おむつ、大人用おむつ(小容量) ・ATMサービス※ ・モバイルバッテリー販売及びレンタル機器の設置 ・その他、協会が販売を依頼するもの
取扱いが出来ない品目・サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・酒類 ・たばこ(加熱式たばこ含む) ・ライター、点火棒 ・刃物(ハサミ、カッターナイフ、カミソリ等) ・郵便・宅配便受付 ・手荷物預かり業務 ・コインロッカー設置 ・公共料金等の支払い受付 ・切手・各種チケット販売 ・その他、協会が危険物等とみなすもの

※区画No.G-05(200㎡)において、ATMサービスは必須とします。

【FOOD STATION】

小規模での出店を可能とする、集合館的なフードショップ。厨房を持たず、調理された様々な食材をパッケージして販売する。1か所あたり5区画程度で構成する。

店内に客席はなく、テイクアウトのみとし、購入した商品は屋外の休憩スペースなどで飲食する。



2025年3月時点のイメージ図であり、現況とは異なる場合があります。

【一般ショップ】

GREEN×EXPO 2027にふさわしい物品を販売し、会場に賑わいをもたらす店舗。

例)オーガニック食品(オリーブ、ワイン等)、ハーブ、草木染め、アップサイクルによる商品、発酵食品、代替肉、地域の農林水産物を利用した食品等

(6) 協会IPの使用について

原則、協会IPを使用した公式ライセンス商品の販売はオフィシャルストアでのみ認められており、オフィシャルストア以外の一般営業参加者による以下の行為は禁止されます。

- ①出店店舗内で公式ライセンス商品を販売すること
- ②出店店舗内で取り扱う商品に協会IPを使用すること
- ③店舗内・外の装飾等に協会IPを使用すること

2 募集内容

(1) 募集する事項

GREEN×EXPO 2027のテーマ・サブテーマとの関連性を踏まえた上で、出店区画内において行う飲食・物販等の一般営業出店を募集します。出店の目的、内容等を検討いただき、出店参加申込書(様式1)により申し込みください。(詳細は5(4)参照)

(2) 出店条件

出店条件については、表-4のとおりです。

【表-4 出店条件】

項目	内容																
営業権利金	<p>営業権利金額は、店舗面積に以下の金額を乗じて得た額とします(施設の引き渡しから返還までの全期間分で、消費税を含む)。 店舗面積は小数第一位以下を切り捨てるものとします。</p> <table> <tr> <td>飲食</td> <td>60,000 円/㎡</td> </tr> <tr> <td>物販</td> <td>オフィシャルストア 200,000 円/㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>グリーンショップ 100,000 円/㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>コンビニエンスストア※ 80,000 円/㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※区画 No.Bs-01(管理棟)においては、0円/㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>FOOD STATION 100,000 円/㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般ショップ 100,000 円/㎡</td> </tr> </table> <p>納付時期・納付方法 出店参加契約時に 50%、店舗区画引き渡し時に 50%を協会が指定する口座に振込</p>	飲食	60,000 円/㎡	物販	オフィシャルストア 200,000 円/㎡		グリーンショップ 100,000 円/㎡		コンビニエンスストア※ 80,000 円/㎡		※区画 No.Bs-01(管理棟)においては、0円/㎡		FOOD STATION 100,000 円/㎡		一般ショップ 100,000 円/㎡		
飲食	60,000 円/㎡																
物販	オフィシャルストア 200,000 円/㎡																
	グリーンショップ 100,000 円/㎡																
	コンビニエンスストア※ 80,000 円/㎡																
	※区画 No.Bs-01(管理棟)においては、0円/㎡																
	FOOD STATION 100,000 円/㎡																
	一般ショップ 100,000 円/㎡																
売上納付金	<p>売上納付金額は、売上額(消費税別途)に対し、下記の率を乗じて得た額とします。</p> <table> <tr> <td>飲食</td> <td>8.0%</td> </tr> <tr> <td>物販</td> <td>オフィシャルストア 16.7%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(ストアライセンス料含む)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>グリーンショップ 8.0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>コンビニエンスストア※ 8.0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>※区画 No.Bs-01(管理棟)においては、5.0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>FOOD STATION 12.0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一般ショップ 10.0%</td> </tr> </table> <p>納付時期・納付方法 検討中</p>	飲食	8.0%	物販	オフィシャルストア 16.7%		(ストアライセンス料含む)		グリーンショップ 8.0%		コンビニエンスストア※ 8.0%		※区画 No.Bs-01(管理棟)においては、5.0%		FOOD STATION 12.0%		一般ショップ 10.0%
飲食	8.0%																
物販	オフィシャルストア 16.7%																
	(ストアライセンス料含む)																
	グリーンショップ 8.0%																
	コンビニエンスストア※ 8.0%																
	※区画 No.Bs-01(管理棟)においては、5.0%																
	FOOD STATION 12.0%																
	一般ショップ 10.0%																

一般営業参加者の費用負担	出店区画の企画・設計、整備、維持管理及び現状回復、キャッシュレス決済手数料、各種インフラ利用に係る費用(光熱水費、通信費など)、廃棄物処分費については、一般営業参加者の負担となります。
保険	<p>営業出店業務に際して、必要な保険契約を締結してください。</p> <p>なお、「施設賠償責任保険」及び「生産物賠償責任保険」については、協会が契約者となり、一般営業参加者を被保険者として追加する包括賠償責任保険契約を締結します。一般営業参加者には、応分の費用をご負担いただきます。</p> <p>包括賠償責任保険以外の保険については、事故が発生する可能性のある期間をすべて補償対象とするよう、保険期間を設定してください。</p> <p>契約締結後は、速やかに保険証券や付保証明書等と補償内容が確認できる書類の写しを協会へご提出ください。</p> <p>詳細は、今後公表する保険ガイドラインにてご案内します。</p>
暑熱対策	来場者向けの暑熱対策を会場全体で実施します。各出店区画の屋内外空間においても、暑熱対策を講じてください。また、暑熱対策に有効な物品販売、飲食提供等を積極的にご検討ください。
モバイルバッテリーレンタル機器の設置	来場者サービスの一環として、出店区画内にモバイルバッテリーレンタル機器の設置を積極的にご検討ください。
サステナビリティ関係	<p>GREEN×EXPO 2027では、テーマ「幸せを創る明日の風景」等を踏まえ、生物多様性や気候変動対策等の取組を発信し、サステナブルな社会の実現に貢献することを目指しています。具体的には、GX(グリーントランスフォーメーション)の実現に向け、再生可能エネルギー100%の電気の調達や省エネの推進、カーボンオフセット等の取組により、本博覧会の脱炭素化を推進します。また、既存の自然環境や生物多様性を保全・活用し、グリーンインフラを基軸とした会場計画を推進するとともに、ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現に向け、GREEN×EXPO 2027を通じて取組を発信します。</p> <p>このため、出店をご検討の際には、GREEN×EXPO 2027の理念を踏まえ、持続可能性の確保に向けた取組みをお願いします。</p> <p>・「サステナビリティに関する取組み」</p> <p>https://expo2027yokohama.or.jp/about/sustainability/</p> <p>・廃棄の最小化や容器・包装等については、「資源循環の考え方」を遵守してください。</p> <p>https://expo2027yokohama.or.jp/wp-content/uploads/2025/03/31_Resource_Circulation_Policy_20250317.pdf</p>

アクセシビリティ関係	<p>GREEN×EXPO 2027では、国・地域、文化、人種、性別、世代、障がいの有無等にかかわらず、訪れる全ての人々が安全・快適に過ごすことができるよう配慮した計画・整備を行うこととしています。</p> <p>このため、ご出店いただく際には、GREEN×EXPO 2027の理念を踏まえ、アクセシビリティに配慮していただくようお願いします。</p> <p>・「アクセシビリティに関する取組み」</p> <p>https://expo2027yokohama.or.jp/about/accessibility/</p>
禁止事項	<p>次の行為は禁止されています。</p> <p>(1)出店区画を契約で定められた営業用途以外の目的に使用すること。</p> <p>(2)出店区画を名目の如何を問わず第三者に使用、転貸、譲渡、担保に供すること(モバイルバッテリーレンタル機器の設置を除く)。</p> <p>(3)出店参加契約に基づく場所以外で営業すること。</p> <p>(4)20歳未満へアルコールを販売すること。</p> <p>(5)協会 IP を協会及び 2027MLO の許諾なく使用すること。(店舗内外の装飾、商品パッケージ、販促物等への使用を含む。但し、オフィシャルストアを除く)</p> <p>(6)飲料自動販売機等を店舗内に設置すること(協会が設置する場合を除く)。</p> <p>(7)販売禁止品</p> <p>ア 法令等により所持が禁止されているもの</p> <p>イ 火薬類、危険物のほか、爆発、発火、有毒ガス発生等の恐れがあるものや、武器、凶器、刃物類など、会場の秩序及び安全対策上不適当と認められるもの</p> <p>詳細については、今後公表予定の「持込禁止物・禁止行為に関する来場者向け規約(仮称)」をご参照ください。</p> <p>(8)出店区画の入場料を徴収すること。</p> <p>(9)その他、上記の出店条件及び本要領に記載する内容に反すること。</p>
各種法令・規則等の遵守	<p>一般営業参加者は、出店等の際し、日本の法律、神奈川県及び横浜市の条例並びに関係法規を遵守しなければなりません。</p> <p>また、GREEN×EXPO 2027のサステナビリティ戦略等を尊重するとともに、一般規則及び特別規則並びに参加ガイドライン等の各ガイドライン(今後順次公表予定)、アクセシビリティ・ガイドライン、持続可能性に配慮した調達コード等を遵守する必要があります。</p> <p>・持続可能性に配慮した調達コード</p> <p>https://expo2027yokohama.or.jp/wp-content/uploads/2024/03/02_sus_code_20240118_2.pdf</p>

(3) 出店形態

出店形態の設定は、表-5のとおりです。

一般営業出店以外にその他出展者・施設において、飲食・物販等の商業活動を行う予定です（キッチンカー等によるテイクアウト商品を販売する可能性もあります）。

また、来場者による会場内への飲食物の持ち込みは可とします。

【表-5 出店形態の設定】

<飲食店舗>

	フードコート	【参考】 予約制個室付 レストラン (公募対象外)	レストラン	カフェ	ファスト フード
区画数	2	1	3	10	7
店舗面積(m ²)	900/600	400	300	200	100
座席の有無	○	○	○	○	○
屋内の最低席数 (席)	450/270	110	124	100	43
個室の有無	×	○	×	×	×
テラス席の有無	×	設置可能	設置可能	必須 (20席)	必須 (9席)
予約制	×	○ 当日受け入れ可	×	×	×
テーブルサービス	×	○	○	× レストラン形態の 場合は可	×
セルフサービス	○	×	×	○	○
テイクアウト	○	×	×	○	○
店舗イメージ	カジュアル	フォーマル	カジュアル～ フォーマル	カジュアル	カジュアル
厨房設備	○	○	○	○	○
メニューの種類	ヴィーガン・ハラ ールメニュー対 応可能な店舗 を最低1店舗	今後検討	一般営業参加者 判断	飲料中心	ハンバーガー・ ピザ・クレープ・ うどん・カレー 等
アルコール提供	○	○	○	○	○

<物販店舗>

	オフィシャル ストア	グリーン ショップ	コンビニエン ストア	FOOD STATION	一般ショップ
区画数	2	1	5 (内、管理棟1)	15	2
店舗面積(m ²)	640/580	屋内300+ 屋外100	200/100 (管理棟 80)	20	100
座席の有無	×	設置可能	×	×	設置可能
テラス席の有無	×	設置可能	設置可能	×	設置可能
店舗イメージ	カジュアル	カジュアル (植物販売+ カフェ等)	カジュアル	カジュアル	カジュアル～ フォーマル
商品の種類	公式ライセンス 商品	花や観葉植物、 ガーデニング グッズ	弁当・飲料 一般店で販売 されているもの	弁当・おにぎり・ サラダ・サンドイ ッチ・冷凍食品・ スイーツ等	食品ほか本博 覧会にふさわ しいもの
食品販売	○	○	○	○	○
飲料販売	○	○	○	○	○
アルコール販売	未開栓飲料のみ (土産品を想定)	○	×	開栓飲料のみ	未開栓飲料のみ (土産品を想定)

(4) 営業施設利用の役割分担

一般営業参加者は、出店区画の企画・設計及び整備工事(そのための事業者の選定を含む)から、GREEN×EXPO 2027開催期間中の維持管理までの一連行為について、自らの責任で実施していただきます。また、閉会後の出店区画の原状回復及び返還は一般営業参加者の義務となります。

営業施設利用の役割分担は、表-6のとおりです。工事区分の詳細については、別冊「店舗資料集」内の工事区分表をご確認ください。電気、水道等の利用可能量については、別冊「店舗資料集」内の店舗リストをご確認ください。ガスについては、必要に応じて別途契約となります。

【表-6 営業施設利用の役割分担】

項目		作業実施者		経費負担者	
		一般営業参加者	協会	一般営業参加者	協会
設計	営業施設の企画・設計		○		○
	出店区画の企画・設計	○		○	
工事	営業施設の基盤整備(整地)		○		○
	出店区画境界までのインフラ (電気、給水、排水、通信 ^{※1} の整備)		○		○
	営業施設の整備工事		○		○
	出店区画の整備工事 (内装、空調、サイン工事)	○ ^{※2}		○	
維持管理	出店区画の維持管理	○		○	
撤去	出店区画の原状回復	○		○	
保険	必要な保険手配	○		○	

※1 通信については、一般営業参加者から要望があった場合に、調整の上で協会にて整備します。詳細は別に協会が定めるガイドラインによることとします。

※2 FOOD STATIONについては、一部の役割分担が異なります。別冊「店舗資料集」の条件に準じます。

3 営業施設及び設備

(1) 協会が整備する営業施設及び用役設備

協会が整備する営業施設及び用役設備の概要は以下のとおりです。

ア 構造・外装・内装等の仕様については別冊「店舗資料集」をご参照ください。

イ 協会が提供する用役設備は、以下のとおりです。

(ア) 営業施設の各用役は、原則として容量に応じた配線及び配管を営業施設の適切な部分への引き込みまで協会が用意します。

a 電灯用電力及び動力用電力

協会の用意する範囲は、各戸への開閉器とメーター装置一式とします(分電盤は一般営業参加者が自己の負担にて用意)。

b 給水

協会の用意する範囲は、メーター装置一式並びに各戸内床下あるいは床上バルブ止めとします。

c 排水

協会の用意する範囲は、接続枡並びに各戸内床下あるいは床上キャップ止めの配管までとします。

(イ) 各戸に日本国の法令に定める機関の検定に合格した協会指定の計量器を取り付けます。

(ウ) 協会の提供する用役以外の用役の使用は、原則として認めません。

(2) 一般営業参加者が自己負担にて整備する出店区画内の施設

原則として、協会工事部分を汚損させるような計画はできません。やむをえず必要な場合は事前協議により協会の許可を得ていただく必要があります(損料の支払いを要求する可能性があります)。

ア 一般営業参加者が自己負担で行う工事の主なものは次の通りです。

(ア) 協会が指定する計画床高に仕上げ床を設置してください。床の防水工事も必要に応じて行ってください。

(イ) 間仕切り壁、建具等を設置することができます。構造体を損なわない壁の仕上げを行ってください。間仕切り壁を設置した場合は、関係法令を遵守する形で防災設備等を設置してください。

協会IPを使用するオフィシャルストアの装飾デザイン等については、今後、協会及び2027MLOと調整していただきます。

(ウ) 構造体を損なわない天井の仕上げを行ってください。下地材もしくは、小屋組への照明器具等の取り付けを行うことができます(一定の重量制限あり)。

(エ) 物品倉庫は出店区画内に確保していただくことを原則とします。

(オ) 各戸の端子箱以降の内部の設備工事を行ってください。空調設備は必要に応じて設けてください。

- (カ) 出店区画周辺の屋外照明にも配慮し、夜間の演出も心掛けてください。
- (キ) 通信サービスの利用及び通信ネットワーク構築にあたり、神奈川県や横浜市の条例及び関係する日本の法令を遵守してください。詳細は別に協会が定めるガイドラインによることとします。
- イ 一般営業参加者は、次の手続きにより所定の工事を行ってください。
 - (ア) 一般営業参加者は、出店参加契約締結後、指定する期日までに、協会が定める設計指針書に基づいて設計・施工を行ってください。また店名サインについても協会が定めるサイン規制ルールに伴った計画としてください。会場全体を通して色彩のコントロールをする場合があります。出店区画に対する施設計画を協会が別に定める様式に従い提出してください。
 - (イ) 協会は施設計画を審査し、協会の定める基準に合致している場合には「工事着手許可証」を交付します。一般営業参加者は、「工事着手許可証」の交付を受けずに内装工事等に着手することはできません。
 - (ウ) 一般営業参加者は工事完成後、完成状態を示す最終設計図書を添えて「工事完了届」を協会へ提出してください。
 - (エ) 協会は完成した出店区画内の施設について、一般営業参加者が提出した施設計画どおり完成しているか否かを確認のうえ、「施設使用証」を交付します。ただし、施設等の完成状態が十分でない場合は、施設計画どおりに完成するまで「施設使用証」を交付しません。
 - (オ) 一般営業参加者は、事前に協会所定の様式に従い、自己の行う工事に従事する請負人の届出を行うと共に、請負人の行為についても責任を持ってください。
 - (カ) 一般営業参加者は、2027年2月中旬までに必要な工事及び営業準備を完了しなければなりません。

(3) 出店区画の維持管理

一般営業参加者は、出店区画を管理者の責任の下、適切に管理してください。

また、出店区画内の施設を変更または修理しようとする場合は、事前に協会所定の様式により届け出て承認を得てください。なお、出店区画内の施設の変更及び修理または維持に関して、協会と一般営業参加者の費用負担区分は次のとおりです。

ア 協会が負担する費用

- (ア) 協会側の事情による建築、設備、付帯設備の改良工事に要する費用
- (イ) 協会が整備した営業施設に関し、天災地変等一般営業参加者の責に帰することのできない事由により生じた修理工事に要する費用
- (ウ) 営業施設の自然損耗によるものとして協会が認めたもの

イ 一般営業参加者が負担する費用

協会が負担する費用以外の費用

ウ 出店区画内の施設の修理・変更工事

一般営業参加者は、使用承認を受けた出店区画内の施設について修理・変更を行おうとするときは、事前に協会に届け出るものとします。協会はその内容を審査し、適切と認める場合は条件を付して許可します。なお、一般営業参加者の行う出店区画内の施設の維持及び修理が不十分であると協会が認めた場合は、一般営業参加者の負担において、当該出店区画の改良を指示することがあります。

(4) 原状回復

出店区画について、閉会后2週間から1か月程度で、自己の設置した設備、備品等一切の内装を自己負担にて取りはずし、引き渡し時と同じ状態に回復し、協会に返還してください。協会は、返還時に立会検査を行い、損傷のある場合は損料をいただきます。

4 運営に関する留意点

会場内における営業行為については、協会が定める各特別規則や規定、基準及び協会の指示に従ってください。

(1) 売上額の管理・方法

一般営業参加者は、協会により定められた方法で、設定された期限内に、自身の商業活動に係る売上額を記録し、定期的に報告してください。

また、一般営業参加者は、協会が契約者となる包括賠償責任保険の被保険者となるため、生産物賠償責任保険の算出に必要な情報として、博覧会開催期間中の売上見込みを契約締結後、速やかに協会へ提出してください。

ア キャッシュレス決済導入

会場内の売店、レストラン等の施設においてキャッシュレス決済を全面的に導入し、現金の取り扱いは行いません。キャッシュレス決済の導入により、来場者の営業施設における支払いの簡素化、レジでの時間短縮、店舗の非現金化による防犯対策、店舗の現金管理時間・コスト削減を目指します。

イ 指定支払いシステム

一般営業参加者は、自身の商業活動による売上額を取り扱うため、協会により指定された決済端末機・POSシステムを使用するものとします。これらは、協会から一般営業参加者に無償貸与する方向で検討しています。また、当該システムに登録されたデータは、協会が毎日利用できるものとします。

キャッシュレス決済利用に際しては、協会を通じて指定する決済事業者等との契約となり、別途決済手数料が発生します。決済端末・POSに係る電気料金及び通信費は一般営業参加者の負担となります。貸与端末及び具体的な手順や費用等は事業者決定後にお伝えします。

ウ 取扱いブランド等

一般営業参加者は協会が指定する決済ブランドの取扱いを行ってください。

また、協会から無償提供する、利用可能な決済ブランドロゴを表記した統一表示版(アクセプタンス)を顧客の視認できる場所に設置してください。

エ 現金チャージ機の設置

各種電子マネー・プリペイドカードの残高不足への対応として、協会が指定する現金チャージ機の設置を検討しています。一部の一般営業参加者には、店舗内に協会が指定する現金チャージ機の設置を依頼します(現金チャージ機本体は協会にて用意)。設置台数や場所、運用方法等の詳細は、今後決定次第お知らせいたします。

オ 金融機関

協会との取引に用いるため、一般営業参加者は国内金融機関の開設済口座または新規開設口座を指定し、協会へ報告してください。

(2) 価格及び価格表示方法

一般営業参加者は、様々な層の来場者に合わせた価格帯を設定するものとし、提供する物品・サービスの価格を、日本通貨の円で消費税額(地方消費税を含む)を含めた総額表示価格にて明確に示さなければなりません。

(3) メニュー及び提供価格の設定及び変更

一般営業参加者は、商業活動の開始までに、販売品目・メニュー・販売価格等の詳細を申請してください。

実際の販売品目・メニュー・販売価格が申込書と著しく齟齬がある場合は、協会の指示に応じなければなりません。商業活動開始以降のメニュー及び価格の変更については、協会への申請が必要です。

(4) 消費税

一般営業参加者は消費税を法の定めるところに従い、利用者から徴収してください。飲食店舗の軽減税率の扱いに関する詳細は、国税庁ホームページ等をご参照ください。

(5) 清掃及び廃棄物処理

方法等については、別に協会が定めるガイドラインによることとします。

(6) 衛生管理

一般営業参加者は、清潔保持及び衛生管理に十分注意を払ってください。日本の夏は高温多湿なことから、特に食品衛生管理には細心の注意を払ってください。食中毒・異物混入等の食品による事故の発生事案については、すべて一般営業参加者の責任と負担において対処する必要があります。衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への申請・届出等が必要な場合は遅滞なく手続等を行ってください。

詳細は関係法令のほか、別に協会が定めるガイドラインによることとします。

(7) 火災予防対策

一般営業参加者は商業活動の開始までに、消防署に店舗の開設に必要な届出等を行うとともに、消防法令等に定められた基準に基づき消防用設備等の設置が必要となります。

また、多数の人が利用する建物では、消防法令等に基づき防火管理者を選任し、消防署への届出を行ってください。防火管理者は火気の管理、消防用設備等の維持管理、消火訓練の実施等、火災の発生を未然に防ぐための業務を行い、店舗からの出火防止に努めてください。

なお、工事着手前には、消防署に対して事前相談を行い、消防法令等に基づく必要な対応について確認してください。

詳細は消防法令等のほか、別に協会が定めるガイドラインによることとします。

(8) 行政機関の許認可取得等

一般営業参加者は、事業販売内容に基づき、営業に係る許認可等が必要な場合は、その許認可等を受けるとともに、その写しを協会に提出しなければなりません。

ア、イの申請等に関しては、横浜市保健所に事前相談をし、所定の手続きを行ってください(別添資料4参照)。

また、関係行政機関の許可はそれぞれ相当の期間を要しますので、余裕をもって事前相談や手続きを行ってください。

ア 食品衛生法による飲食店営業等の許可

- ・ 飲食店営業
- ・ アイスクリーム類製造業
- ・ 菓子製造業 等

イ 食品衛生法による届出

- ・ 乳類販売業
- ・ 弁当等の食品販売業 等

ウ 酒類・塩の販売(会場内におけるたばこの販売は不可)

- ・ 期限付酒類小売業免許の申請
- ・ 塩特定販売業(輸入業)の申請

エ 関係法令の扱いに関する詳細は、各省庁のホームページ等を参照してください。

【厚生労働省(食品衛生法)】 <https://www.mhlw.go.jp>

【国税庁(酒税法)】 <https://www.nta.go.jp>

【財務省(塩事業法)】 <https://www.mof.go.jp>

(9) 輸入規制

一般営業参加者は輸入規制が行われている物品を輸入する場合には、それぞれの法規の定めるところにより税関への輸入申告のときまでに検査を受け、合格証、証明書、許可書または承認書等を取得することが必要です。また、要検疫物品については、検疫を受けなければ輸入することができません。

(10) 会場への搬出入に関する事項

一般営業参加者による搬出入については、協会指定の時間帯に行っていただきます。また、開園時間内における会場内の出店区画への配送は、協会が委託する物流事業者が有償にて行います。

関係車両の入場は事前に関係者駐車場の予約を行って頂き、入場時には関係車両用ゲート前にて車両、運転者・同乗者、手荷物の検査等の受検が必要となります。

宅配便は会場外に設置するセキュリティセンターにて貨物検査を実施した上で、会場に搬入されますので、日時指定はできません。

詳細は今後公表するガイドラインをご参照ください。

(11) 従業員管理に関する事項

一般営業参加者は、自己の営業施設の従業員に対し、次に定める従業員管理を行わなければなりません。なお、一般営業参加者は従業員の行為について、一切の責任を負うものとします。

ア 従業員名簿の提出

一般営業参加者は営業開始前に、従業員名簿を協会に提出してください。

イ 健康診断書等の提出

一般営業参加者は、事業者の責任において食品等取扱者(特に調理従事者)の健康診断や検便などを実施し、食品衛生上の危害の発生防止に必要な健康状態の把握に努めることとします。協会がその結果の提出を求めた際には、速やかに提出してください。なお、保健所等の指導があった場合はそれに従ってください。

ウ 衛生保持

事業者は衛生保持のため、従業員に対し必要な指導を徹底してください。

- ・ 体調不良者を作業に従事させない。
- ・ 作業用の衣服、履物のままでみだりに施設外に出させない。
- ・ 作業中は、清潔な外衣、帽子等を着用し、身体、被服の衛生保持に努めさせる。
- ・ 作業用の衣服、履物を着用したまま、便所に入らない。
- ・ 作業前及び用便後は、必ず手指の洗浄及び消毒を行わせる。
- ・ 厨房内で、衛生上支障のある行為はさせない。
- ・ 食品取り扱い作業に従事する者は、頭髮及び爪を短く保ち、手指に装飾をしない。
- ・ 食品の取扱いに関係のない物品等は食品を取り扱う区域内に持ち込まない。
- ・ 従業員に対し、食品等による危害発生防止のための教育を受けさせる。

エ 安全管理

一般営業参加者は従業員の安全について、万全の配慮をしてください。

オ 接遇態度

一般営業参加者は従業員の接遇態度に特に留意し、サービスの徹底を図るよう指導に努めてください。

(12) 計画変更に関する協会の権利の留保

協会は入場者予測の大幅な変更及び計画の基本的な変更により、本要領の内容を将来変更せざるをえない状態が生じた場合、修正する権利を留保します。また協会は、一般営業参加者の売上に対しての異議申し立て及び補償は受け付けません。

5 申込手続

(1) 出店参加資格

ア 要件

出店参加申込者は、国内外問わず、次に掲げる要件をすべて満たす単独または複数の個人事業者・企業・団体等であることが必要です。

- (ア) 申込に関する責任者が2025(令和7)年11月4日時点で18歳以上であること。
- (イ) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てまたは会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。
- (ウ) 責任者及び従業員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者が含まれていないこと。

イ 複数の個人事業者・企業・団体等の構成

複数の個人事業者・企業・団体等を構成員として申込をするときは、各構成員が5(1)アに掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

【複数の個人事業者・企業・団体等による出店参加申込の例】

業界団体の事務局、企業グループ(団体)を統括する委員会・出店者会、企業同士の共同企業体等からの出店参加申込等が考えられますが、申込の際には、複数の個人事業者・企業・団体等の関係が明確になるように、個人事業者・企業・団体等の構成員の関係を説明する資料を添付してください。

ウ 本店又は主たる事務所が海外にある企業・団体等による出店参加申込

本店又は主たる事務所が海外にある企業・団体等から出店参加申込があった場合には、5(1)アについて当該国における同等の法律等の要件を満たしていること、かつ「2027年国際園芸博覧会一般規則」第12条、及び「2027年国際園芸博覧会 特別規則第2号」第14条に基づき、協会からその企業・団体等の本店又は主たる事務所が所在する国等の政府に出店参加申込があった旨を通知し、協会宛てに当該政府代表または当該政府において出店参加の可否を担当する機関から承認する旨の回答を得られることが要件となります。

(2) 今後のスケジュール

<公募スケジュール>

2025年11月4日(火)	公募要領公表、質問受付開始、公募受付開始
2025年12月5日(金)	質問受付締切
2025年12月25日(木)	公募受付締切
2026年1月～2月	審査
2026年3月以降	出店参加内定者公表 出店区画決定、出店参加契約の締結 一般営業参加者による企画検討・設計、出店計画の提出

<公募後のスケジュール>

2026年9月以降順次	建物の引き渡し (給排水設備については、2026年10月頃供用開始予定)
2027年3月19日(金)	GREEN×EXPO 2027開会
2027年9月26日(日)	GREEN×EXPO 2027閉会
閉会后	営業施設を2週間から1か月程度で原状回復のうえ返還

(3) 質問受付

2025年11月28日(金)に別冊「店舗資料集」を更新したため、工事区分表や図面に関する質問のみ期間を延長します。協会ホームページに掲載している「質問回答」を事前にご確認の上、質問票を提出してください。

ア 質問票の提出

(ア) 受付期間

2025年11月4日(火)から2025年12月5日(金)まで

(イ) 提出方法

質問票(様式5)に質問内容を記載し、事務局へ電子メールで提出してください。電子メールの設定について、5(7)をご確認ください。

◇件名:【質問】2027年国際園芸博覧会 一般営業出店(個人事業者・企業・団体名)

◇アドレス:commercial_koubo@expo2027yokohama.or.jp

(ウ) 提出の確認

事務局から、12月8日(月)から12日(金)までの間に、質問票が送信された電子メール宛てに、受信した旨の返信メールを送信します。

事務局からの返信メールが届かない場合は、6の問い合わせ先に電話で問い合わせてください。

イ 質問への回答

メール送信により個別に回答するとともに、申込にあたり共通して留意すべき事項がある場合は、協会ホームページに掲載します。

<https://expo2027yokohama.or.jp/sponsorship/commercial/>

これによる追加掲載事項は、本要領の一部となり、すべての出店参加申込者に適用される場合がありますので、随時ご確認ください。

(4) 申込手続

ア 公募要領の提供及び提出書類の受付

(ア) 提供期間及び提出書類の受付

2025年11月4日(火)から2025年12月25日(木)まで

(イ) 提供方法

協会ホームページからダウンロードしてください(郵送による提供は行いません)。

<https://expo2027yokohama.or.jp/sponsorship/commercial/>

(ウ) 提出方法

提出書類一式を下記の送付先へ電子メールにて提出してください。電子メールの設定について、5(7)をご確認ください。

◇件名:【送付】一般営業出店にかかる提出書類について(個人事業者・企業・団体名)

◇アドレス:commercial_koubo@expo2027yokohama.or.jp

(エ) 提出の確認

提出書類を送信された電子メール宛てに事務局から3営業日以内に受信した旨の返信メールを送信します。事務局からの連絡がない場合は、6の問い合わせ先に電話で問い合わせてください。

(オ) 費用の負担

提出書類の作成及び提出に要する費用は、出店参加申込者の負担とします。

イ 提出書類

(ア) 下記の【申込に必要な書類等】について、それぞれ1部を提出してください。

(イ) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとします。

(ウ) 各様式において、記載内容が記入枠に収まらない場合は別紙に記載し提出してください。なお、別紙に記載している旨を必ず明記してください。

(エ) 提出書類に不備があったときまたは虚偽の記載があったときは、出店参加資格を失うことがあります。

(オ) 一度提出された提出書類の訂正及び差し替え等は認めません。(ただし、軽微な誤り等を修正する場合や、協会が指示する場合は除く。)

【申込に必要な書類等】

- ① 2027年国際園芸博覧会 一般営業出店参加申込書(様式1)(PDF及びExcel形式)
- ② 個人事業者:発行日から3か月以内の住民票記載事項証明又は住民票抄本
企業:発行日から3か月以内の登記事項証明書(権利能力なき社団の場合は、協会が定める書類をご提出いただきます。)
- ③ 決算書(写し。直近3カ年分。ただし、法令等に基づき開示しているものに限る。)
- ④ 誓約書(横浜市暴力団排除条例関係)(様式2-1)
- ⑤ 役員等氏名一覧表(様式2-2)
- ⑥ 複数の個人事業者・企業・団体等での申込の場合:構成員届出書(代表構成員)(様式3-1)
- ⑦ 複数の個人事業者・企業・団体等での申込の場合:構成員届出書(代表構成員以外)(様式3-2)
- ⑧ 複数の個人事業者・企業・団体等での申込の場合:構成員の関係を説明する資料(団体規約・相関図等)

⑨ 持続可能性の確保に向けた取組状況について(チェックシート)(様式4)(Excel形式)

⑩ 「2027年国際園芸博覧会一般営業出店」質問票(様式5)

・複数の個人事業者・企業・団体等での申込の場合、②～⑤、⑨は全構成員のものを提出してください。

・⑨についてはPDF化せず、Excel形式でご提出ください。

・イメージ図等を添付する場合はA4サイズ・横、ファイル形式はPDFでご提出ください。

【協会による審査後、資格審査に必要な書類(出店参加内定者のみ提出)】

⑪持続可能性の確保に向けた誓約書(全構成員のものを提出)

ウ 提出書類の返却

提出書類は返却しません。

エ その他

(ア) 協会の受信サーバの容量上限のため、添付ファイルのサイズは合計8MBまでとしてください。容量を超える場合は、圧縮もしくは分割して送信してください。

(イ) 提出書類に記載された情報は、出店参加申込の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。事務局において、提出書類を他の出店参加申込者に知られることのないように取り扱い、保管をします。ただし、出店参加申込の決定に必要な限度で日本国政府(農林水産省及び国土交通省等)・神奈川県・横浜市へ提供することがあります。ご了承のうえ記入ください。その他、協会のプライバシーポリシー(個人情報保護に関する基本方針)については、協会ホームページをご覧ください。

<https://expo2027yokohama.or.jp/privacy/>

(ウ) 提出書類の持続可能性の確保に向けた取組状況について(チェックシート)(様式4)の作成に当たりましては、「持続可能性に配慮した調達コード」、「持続可能性に関する特記事項」、「誓約書」をご覧ください。

<https://expo2027yokohama.or.jp/about/sustainability/>

(エ) 出店参加申込の取り下げを行いたい場合は、電話又は電子メールにてご連絡ください。

(5) 一般営業参加者決定に関する事項

ア 審査方法

協会は、表-7のとおり、審査項目に従い提出書類の審査を行い、一般営業参加者を決定します。なお、提出書類の記載内容について、協会から個別に質問を行うことがあります。

【表-7 審査項目及び審査内容】

審査項目	審査内容	配点	
GREEN×EXPO 2027 テーマ・サブテーマとの関連性	・GREEN×EXPO 2027のテーマの実現を目指す内容となっているか。 ・サブテーマのいずれかに当てはまる内容となっているか。	10点	
Village・エリアコンセプトとの関連性	・出店を希望するVillage・エリアのコンセプトと出店計画に関連性はあるか。	15点	
営業計画(メニュー・販売品目、実施体制、サステナビリティに関する取組み等) 収支計画 等	・営業計画に具体性、実現性及び独創性があるか。 ・事業実施に必要な人的資産を有しているか。	55点	
営業実績、危機管理体制等 大型イベント・商業施設等への参加実績	・事業者としての適格性を有しているか。 ・類似する事業の経験はあるか。	20点	
加 点 項 目	GREEN×EXPO 2027 への協力実績(協賛等)	・協賛等の参画度合い	5点
	【オフィシャルストア以外】 GREEN×EXPO 2027 への協力実績(出展・催事・会場外での取組み等)	・出展、催事等への参加予定及び、会場外での取組み実績等があるか	5点
	【オフィシャルストアのみ】 売上納付金(売上額に対する歩合率)の上乗せの提案	・基本条件の売上納付金を上回る場合は、1%につき加点	1%につき10点
	【オフィシャルストアのみ】 会場外オフィシャルストアの開設・販売計画	・会場外オフィシャルストアの開設数 ・魅力的な販売計画となっているか(会場内オフィシャルストアとの連動等)。	10点

イ 審査結果の通知

- (ア) 審査結果は採択または不採択に関わらず、電子メールにより個別に通知します。万一、2026年3月19日までに審査結果が届かなかった場合は、事務局に電話又は電子メールで問い合わせてください。
- (イ) 審査結果で出店参加が内定となった者(以下、「出店参加内定者」という。)には、出店承諾書(内定通知)を交付します。

(ウ) 出店参加内定者の名称等については、協会ホームページにて公開する可能性があります。

ウ 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、その時点で失格(審査対象からの除外)とします。

(ア) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(イ) その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

エ 内定の辞退

出店参加内定を辞退する場合は、事務局に電話又は電子メールにてご連絡ください。事務局から辞退届出書を送付しますので必要事項を記入し、提出してください。

(6) 契約手続について

ア 出店参加内定者は、協会との間で出店参加契約(オフィシャルストアについては、2027MLOとのストアライセンス契約を含む。以下、同じ)を締結します。出店参加契約の締結をもって、GREEN×EXPO 2027の一般営業出店が確定します。

イ 出店参加契約は、指定された出店区画の使用と一般営業出店に関する事項を主たる内容とします。出店参加契約の締結をもって、出店区画の位置が確定したものとみなします。

ウ 出店参加契約にあたり、出店参加内定者の一般営業出店に関する事項については、出店参加内定者の意向をできる限り尊重しますが、法令その他の事情を踏まえ、協会は、出店参加内定者に内容の変更を求める場合があります。

エ 出店参加内定者が契約締結日までに、出店参加資格に掲げる要件を欠くことが判明し、また、欠くことになったときその他協会が契約締結の相手方としてふさわしくない事情が判明したときは、協会は、出店参加契約を締結しないことがあります。

オ 契約締結後であっても、事務局からの問い合わせに回答がない場合や出店内容がGREEN×EXPO 2027にふさわしくない(例:1(2)の要件を満たさない)と事務局が判断した場合等においては、会期前・会期中を問わず、契約を取り消すことがあります。

カ 上記以外の契約手続に関する詳細については、別途、出店参加内定者にのみ通知します。

(7) その他

ア 事務局からの連絡は、原則、電子メールとさせていただきます。セキュリティ設定や、迷惑メール対策等でメールが正しく届かないことがあります。メールの不達について送信元に届かない場合もあり、一般営業参加者からの問い合わせを受けない限り知ることができません。

出店参加申込前に下記ドメインのメールが受信できるように、迷惑メール設定から解除、もしくは受信設定をしてください。

<ドメイン> expo2027yokohama.or.jp

イ 事務局から電子メールにて資料データを送付させていただくことが見込まれるため、できる限りPC等で受け取れる電子メールをご使用ください。

6 特記事項

本要領及びそれに付随する資料に記載されている内容は、2025年11月4日時点のものであり、今後の状況により変更・修正されることがあります。

◇問い合わせ先

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会 事業部 事業企画課
住 所:〒231-0013 横浜市中区住吉町 1-13 松村ビル本館4階
E-mail:commercial_koubo@expo2027yokohama.or.jp
電話番号:045-307-2049
※ 電話受付時間:平日(土曜、日曜、祝日を除く)9時から17時まで